

栄町 こども計画

令和 7 年度～令和 11 年度

概要版

令和 7 年 3 月

栄 町



※本計画における「こども」の表記について

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用します。
(特別な場合：法令等に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合等)

計画策定の目的

こどもや若者、子育て家庭のライフステージに応じた、切れ目ない支援により、すべてのこどもや若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができ、住み続けたい町とする必要があります。

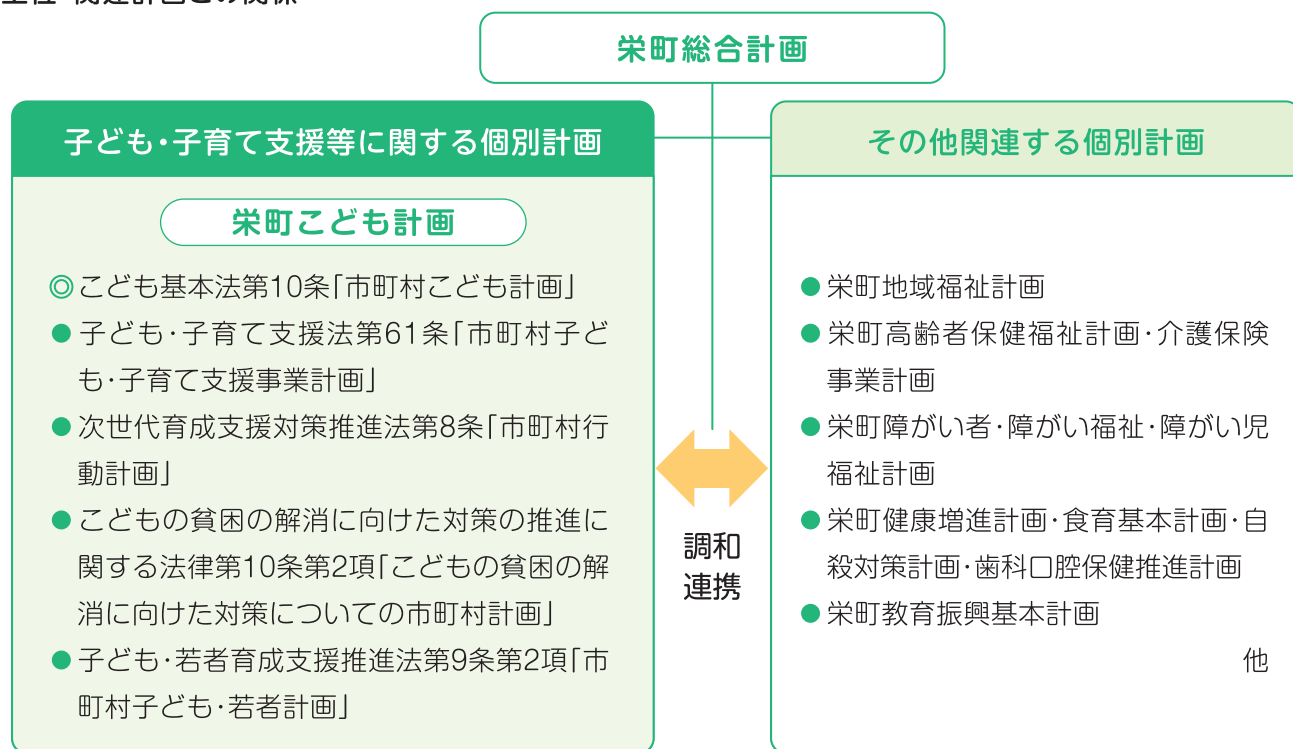
このため、令和7年3月の「こどもまんなか宣言」及び新たな計画に基づき「こどもまんなか社会」の実現に向けて、町民のライフステージを通して切れ目のないこども・子育て支援と若者支援を推進します。

計画の位置づけ

本町は、子ども・子育て支援事業計画をはじめ4つの個別計画を包含し、こども基本法第10条に基づく「こども計画」として一体化するかたちで策定を行います。

また、本計画は町の総合計画を上位計画とし、地域福祉計画や障がい者・障がい福祉・障がい児福祉計画等の保健福祉分野における関連計画のほか、教育振興基本計画等の施策との調和・連携を図りながら推進するものです。

■上位・関連計画との関係



計画の対象

こども計画としては一定の年齢上限は定めないものとし、内包又は一体として策定する各計画については、それぞれの対象への施策を実施するものとします。

こども基本法第2条

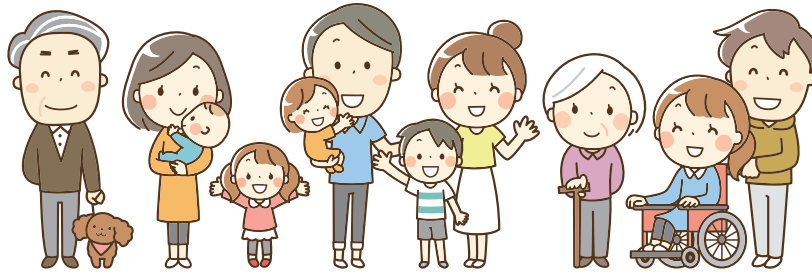
この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

基本理念

こどもまんなか社会の実現 ～すべての町民がウェルビーイングなまち～

こどもの権利を守り、こどもの意見を聴き、こどもにとって最もよいことを第一に考えます。そして、未来を支えるすべてのこどもたちを町民相互に世代を超えて、すべての人々が支え育み、こどもが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」を実現します。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、すべての人々が幸せを感じられるあたたかいまちをつくり、住んでみたい、住み続けたいまちを目指します。



基本目標と施策の体系

【基本目標】

1

こども・若者の権利が守られ、成長をみんなで支えるまち

2

きめ細かな取組が必要な家庭やこどもを支援するまち

3

安心してこどもを産み育てられるまち

【施策】

- (1) こども・若者が権利の主体であることの普及・啓発
- (2) こども・若者の意見反映
- (3) 幼児期の教育・保育・子育てニーズに対応する取組
- (4) 学童期・思春期の成長を支える取組
- (5) 青年期の支援

- (1) 貧困への対策
- (2) 障がいのあるこどもの発達や生活の支援
- (3) 児童虐待防止対策
- (4) 犯罪や自殺などからこども・若者を守る取組

- (1) 妊娠・出産の支援
- (2) 医療体制の充実
- (3) 相談支援ワンストップ体制への取組
- (4) いのち・健康を守る取組

推進する主な事業

1 こども・若者の権利が守られ、成長をみんなで支えるまち

(1) こども・若者が権利の主体であることの普及・啓発

こどもまんなか宣言の普及啓発	地域全体でこどもを守り、育てる意識が醸成され、地域ぐるみで子育てを推進していくことの周知を行うとともに、こども家庭庁が取り組む「こどもまんなか応援サポーター」への参加を呼びかけ、すべての人がこどもや子育て家庭を応援する社会全体の意識を後押しする取組を推進します。	福祉・子ども課
----------------	---	---------

(2) こども・若者の意見反映

中学生模擬議会の実施	中学生に主権者教育を推進する中で、地域に関する関心を高め、郷土愛を育成するとともに、栄町の未来をともに考え、ともに創るため、次代を担うこどもたちの視点から提案された意見をまちづくりに反映します。	教育課
------------	---	-----

(3) 幼児期の教育・保育・子育てニーズに対応する取組

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で保育所等を利用できるよう、受け入れ体制の整備に努めます。	福祉・子ども課
病児・病後児保育事業	こどもが病気又は病気の回復期において、保護者が就労している場合等に自宅での保育が困難な場合は、北総栄病院内「栄町病児ルーム」にて病児・病後児保育を行います。	福祉・子ども課

(4) 学童期・思春期の成長を支える取組

いきいき塾さかえ事業	成田空港などでの職業体験や夏休みには親子で参加できる教室を開催し、こどもたちに生涯学習の機会を提供します。	生涯学習課
不登校相談・支援推進事業	ゆうがく館の教育支援センター機能を充実させて、児童生徒が学校以外に過ごすことができる「居場所」を作ります。不安、悩みがあって学校に行けない児童生徒に対し、ゆうがく館を中心に学校、家庭と連携して、学校への登校と社会的な自立をめざし、個々のニーズに応じた支援を図ります。 通所児童生徒の増加に伴う個々のニーズの多様化に対応するため、支援体制の充実と施設の拡大を進め、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所を整備します。	教育課

(5) 青年期の支援

職業体験事業	大学生等のインターンシップ制度を役場で実施することにより、若者に行政の仕事に関心を持ってもらい、町内での就職や暮らし方を考えるきっかけを提供することで、町の魅力を発信する機会を促進します。	総務政策課
大学生等の定住・移住促進事業	栄町から大学等へ通学する学生の経済的負担の軽減と定住・移住を促進するため通学定期代を補助します。	企画財政課

2 きめ細かな取組が必要な家庭や子どもを支援するまち

(1) 貧困への対策

こども食堂等への支援	こども・若者や子育て世帯が孤立しないよう、食事等を提供し、地域のつながりを実感できる多世代交流の場として、こども食堂等の整備、運営を支援します。	福祉・子ども課
生理の貧困に対する取組	経済的な理由等で、生理用品を購入できない女子児童生徒に生理用品の無料配布を実施します。	くらし安全課 教育課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成し、生活の安定と自立を促します。	福祉・子ども課

(2) 障がいのあるこどもの発達や生活の支援

児童発達支援事業	発達に不安のあるこどもやその保護者等に対して、児童発達支援センターにおいて、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適用訓練等を行います。	福祉・子ども課
放課後等デイサービス事業	就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等に生活能力の向上のために必要な訓練、社会等の交流を行います。	福祉・子ども課
医療的ケア児の支援事業	医療的ケア児への支援について、関係者の協議の場を通じて、対象児への包括的な支援体制の充実に努めます。	福祉・子ども課

(3) 児童虐待防止対策

こども家庭センター等による子育て世帯の相談支援事業	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るため、こども家庭センターが中心となり、妊娠婦や子育て世帯、こどもからの相談に応じるとともに、サポートするための計画(サポートプラン)を作成し、地域の関係機関等との連携や子育て支援サービスの活用などによる支援を行います。	福祉・子ども課
要保護児童対策地域連絡協議会運営事業	要保護児童対策地域連絡協議会の充実と関係機関との連携を図り、児童虐待などの未然防止に努めます。	福祉・子ども課
ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーの実態を関係機関と連携して把握し、適切な支援につなげます。	福祉・子ども課

(4) 犯罪や自殺などから子ども・若者を守る取組

ゲートキーパー養成講座推進事業	自死や自殺企図の未然防止に向け、児童生徒、保護者等を対象に養成講座の受講を促進して、ゲートキーパーを育成することで、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、適切な支援につないで見守る取組を推進します。	福祉・子ども課 教育課
ながら見守り隊推進事業	児童生徒の登下校の時間帯に合わせて花への水やり、犬の散歩をしながら児童生徒の見守り活動を行う「ながら見守り隊」の登録を推進し、犯罪や事故の少ない安全で安心なまちを構築します。	教育課

3 安心して子どもを産み育てられるまち

(1) 妊娠・出産の支援

不妊治療費等助成事業	不妊治療又は不育症治療を受けた夫婦に対し、千葉県の助成に加え、町独自の上乗せを実施することで治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉・子ども課
妊婦等包括相談支援事業	1.妊娠届出時、2.妊娠8か月前後、3.出生届から乳児家庭全戸訪問までの間の3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施します。	福祉・子ども課
産後ケア事業	出産後の産婦及び乳児に、町内の助産院や近隣の医療機関で心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように支援します。 宿泊型(助産院や医療機関に宿泊して実施)、デイケア型(助産院や医療機関に日帰りで実施)、訪問型(助産院の助産師が対象者の自宅を訪問して実施)の3種類を実施します。	福祉・子ども課
妊婦・子育てヘルパー派遣事業	妊婦・就学前の児童がいる家庭で、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方を対象にヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を提供します。	福祉・子ども課
マタニティ・乳児タクシー助成事業	妊産婦等が、妊婦健診及び出産時にタクシーを利用した場合に、その利用料金の一部を助成することにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ります。	福祉・子ども課

(2) 医療体制の充実

医療体制の充実	医療体制の充実のため、町内にない産科、小児科の誘致、オンライン診療、相談体制の構築に取り組みます。	健康介護課
---------	---	-------

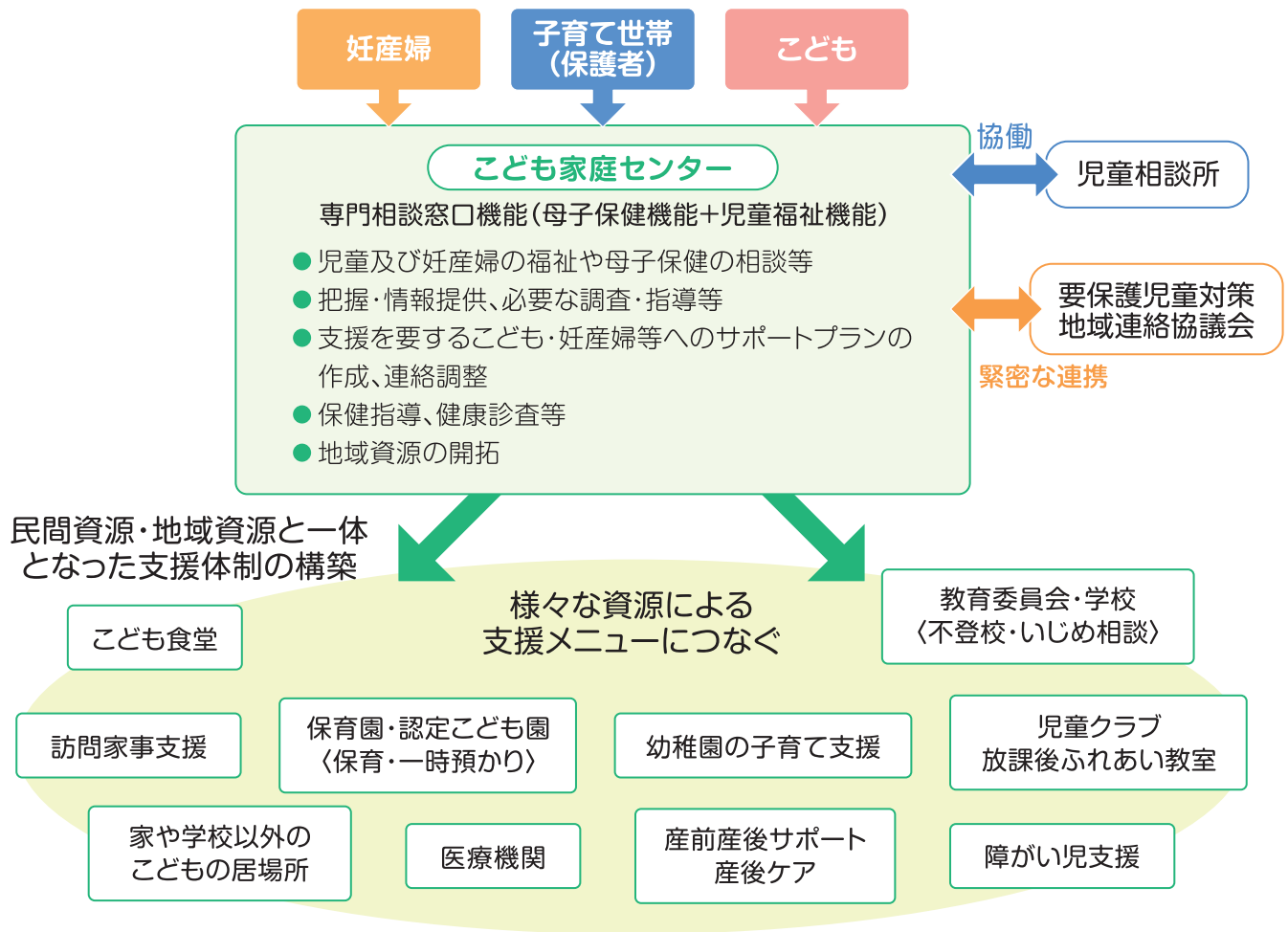
(3) 相談支援ワンストップ体制への取組

利用者支援事業	こども家庭センターでは、保健師・子育て支援アドバイザー(相談員)、母子保健コーディネーター等を配置し、妊産婦支援や子育てやこどもに関する相談を受け、支援のためのマネジメント(サポートプランの作成)等を実施します。また、保育所等の利用支援関係機関との連携調整を行います。	福祉・子ども課
---------	--	---------

(4) いのち・健康を守る取組

乳幼児健康診査事業	乳児には、個別健康診査の受診票を発行して病院での受診を促し、幼児期には、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児、5歳児に対する集団健康診査を実施することで、疾病等の早期発見や乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。	福祉・子ども課
こども医療費等助成事業	高校生までの児童等に対しての入院および通院の医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	福祉・子ども課

■ 相談支援ワンストップ体制のイメージ図



教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園など)及び地域型保育事業(小規模保育事業等)の利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、町の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

本町は、幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の量の拡充や質の向上を進めていきます。

■ 教育・保育給付認定と利用可能施設等

教育・保育給付認定		対象の家庭	利用可能施設等
1号	こどもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	● 認定こども園(幼稚園部) ● 幼稚園
2号	こどもが満3歳以上	共働きの家庭	● 認定こども園(保育園部) ● 保育所 等
3号	こどもが満3歳未満	共働きの家庭	● 認定こども園(保育園部) ● 保育所 ● 地域型保育事業(小規模保育事業等) 等

■ 本町が実施する地域子ども・子育て支援事業のメニュー

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 【新規事業】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

計画の推進

1 計画の評価・検証

各施策及び本計画の推進については、毎年度、「栄町子ども・子育て会議」において計画の進捗について確認しつつ、総合計画(基本計画・実施計画)のローリングと合わせ、総合的かつ計画的に取り組めます。

2 こども・若者の意見を反映する取組

庁内関係課におけるこども施策の立案にあたり、こどもの状況やニーズをよりの確に捉え、施策への反映を図るため、様々な機会やデジタルツール等を通じて、こどもの意見を聴取します。

◆こどもの意見聴取に関する主な事業

小学生	町長との給食懇談会
中学生	中学生模擬議会
若 者	若者懇談会



栄町こども計画【概要版】

発 行 令和7年3月
発行者 千葉県印旛郡栄町
編 集 栄町福祉・子ども課
住 所 〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番
電 話 0476-33-7707(福祉・子ども課直通)



栄町イメージキャラクター
龍夢(ドラム)